

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第1号	受理年月日	令和6年2月1日
件 名	地域の子どもが学校施設を使用する際の料金徴収について、再検討を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>(ご挨拶)</p> <p>私たちは、区内の少年野球チームに所属する選手の保護者を中心としたネットワークです。日頃から、小中学校の校庭や砧野球場など、子どもたちが大好きな野球に一生懸命打ち込む場をご用意・ご提供いただいていることに心から感謝を申し上げます。</p> <p>しかしながら、このたび学校施設の使用の見直しが予定され、2025年度から料金が徴収される方針であるとお聞きし、驚きのあまり、区議会への陳情を申し上げる運びとなりました。</p> <p>(学童野球チームの説明)</p> <p>はじめに、目黒区の学童野球チームのルールについて、少しご説明します。「各チームは地域に根ざして活動すべき」という考え方から、1チーム2校までの「指定校」という制度を設け、それ以外の区立小からの入部は3名を超えてはならない、という内規を独自に制定し、厳密に運用しています。</p> <p>すなわち、各学校の校庭をお借りして活動している学童野球チームの選手のほとんどは、その地域の学校の児童ということになります。</p> <p>(料金徴収への考え方)</p> <p>例えば大人の活動団体や、地域の子どもがほとんど所属していない団体、もしくは民間事業者が運営するクラブなどから料金を徴収することには、やむを得ない部分はあるのだろうと思います。</p> <p>しかし、保育園や幼稚園による利用が無料とされる一方で、小中学生が自分たちの通う学校を利用するのは有料としてしまうことには、やはり無理があるように感じます。</p> <p>言うまでもありませんが、私たちの仲間の野球チームに営利目的で運営されている団体など一つもなく、むしろ保護者や地域の方々が献身的なボランティアで支えています。</p> <p>(料金設定の課題)</p>			

ましてや、野球は暗くなった夕方以降は危険で実施できませんから、明るい日中に校庭を使わせていただくのみで、夜間の照明や冷暖房設備などを使うこともほとんどありません。終了後のグラウンド整備や施設の清掃なども喜んで協力しています。

学校施設には、開放していなくても必要な維持管理経費もあるでしょう。これから学校の建て替えなどに多額のお金がかかっていくことは理解しますが、そのための費用の一部を自校の子どもたちから徴収することが、最善の方法とは思えないのです。

方針案では、類似施設の単価を基礎として料金を算出したとされていますが、最初から貸し出しを目的としている公共施設と、そもそも子どもたちのためにある学校施設を同一に括ってしまって良いものでしょうか。

この案のままで料金が設定されれば、1チームあたり年間で10万円ほどの負担増が見込まれ、ただでさえ野球人口の減少で苦しんでいるチーム運営に、追い打ちをかけることは免れません。

こうしたことから、以下の事項について陳情を申し上げます。ぜひご検討くださいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

【陳情事項】

学校施設の使用見直し方針案で示されている地域子どもスポーツ団体・子ども文化団体のうち、区内学校の児童・生徒が多数を占める団体からの料金徴収について再検討いただくようお願いいたします。